

(新) 温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業

(一般会計) 300百万円(0百万円)

(石油特会) 3,000百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課・環境保全対策課フロン等対策推進室

1. 事業の概要

国内排出量取引制度は、市場メカニズムを活用し、費用効果的かつ確実に排出削減を実現できるとともに、京都メカニズムとリンクすることにより京都メカニズムの活用に対する動機を企業に付与できるという特長を有する優れた手法である。

本事業は、我が国において、企業の自主参加による国内排出量取引制度を導入することを目的とする。国内で温室効果ガス削減のための設備を導入する事業者に対し、設備整備費の1/3を補助するとともに、一定量の排出削減を約束させ、削減目標に応じて排出枠を交付する。事業者は、期末に実排出量に応じた排出枠を確保し、それを提出しなければならない(提出できない場合は補助金を返還)。排出枠は取引可能で、京都メカニズムによるクレジットも使用可能とする。

省エネ・代エネ対策によるCO₂排出削減に係る設備整備については石油特会による実施分とし、フロン等3ガス排出削減に係る設備整備については一般会計による実施分とする。

2. 事業計画

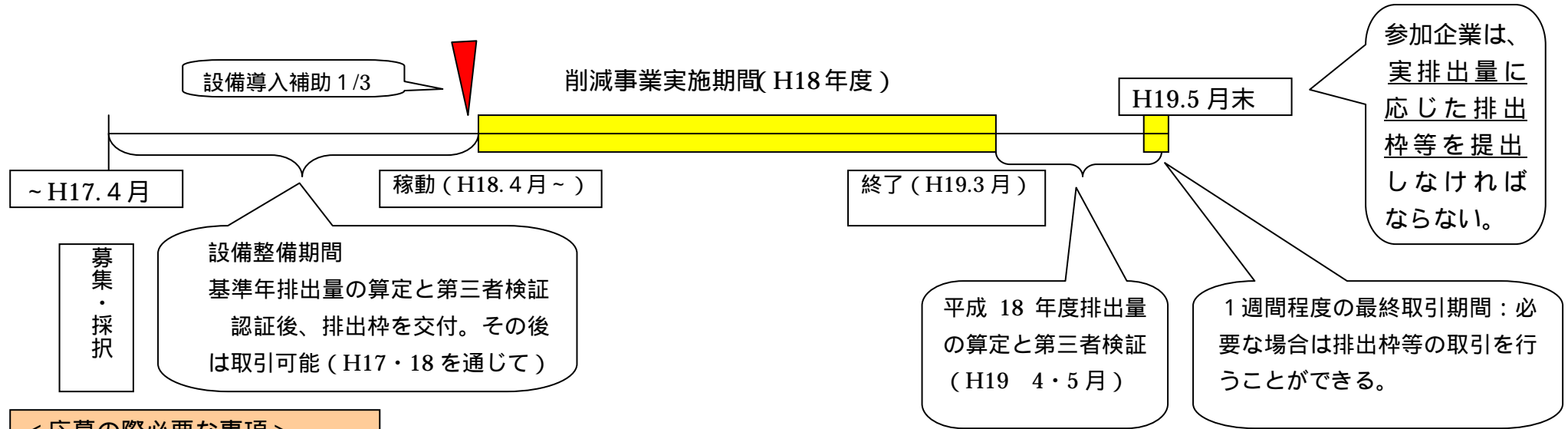
平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)
<ul style="list-style-type: none">・自主参加型国内排出量取引制度を開始・補助事業の公募採択、設備整備の実施(費用効率性を助案)・参加企業による基準年排出量の算定・検証・排出枠の交付と取引	<ul style="list-style-type: none">・参加企業による温室効果ガス削減対策の実施・排出枠の取引	<ul style="list-style-type: none">・排出量の算定及び第三者機関による検証・目標達成に必要な場合、排出量の最終取引・最終取引後なお実排出量に応じた排出枠を提出できない場合は補助金返還

3. 施策の効果

補助金採択時の事業の適格性審査、事業者の排出削減のコミット及び排出枠取引により、費用効果的かつ確実に追加的削減を実現することが可能。

我が国においても国内排出量取引制度が機能することを実証し、かつ、今後の制度のあり方についての検討に資する知見・経験を得る。

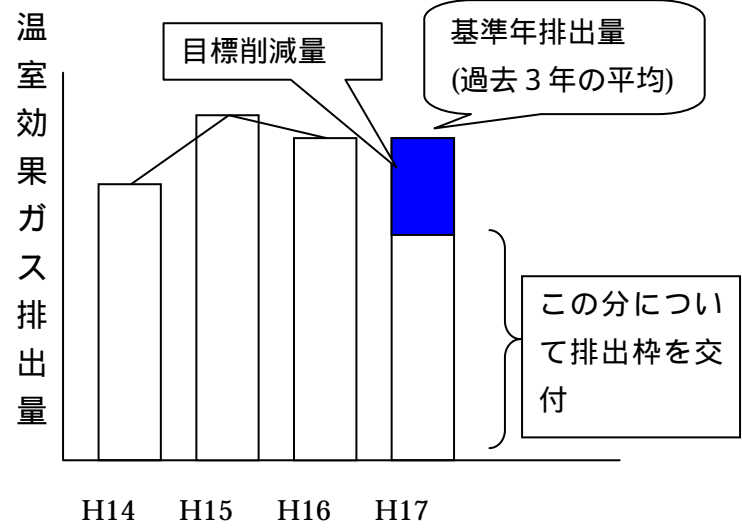
温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業の概要



- < 応募の際必要な事項 >
- ・ 補助対象設備及びその導入に必要な経費
 - ・ これにより削減される削減目標量
 - ・ おおよその基準年排出量(過去3年間の平均)



政府が費用効率性を勘案して採択 (目標削減量を達成することが交付条件)



<ポイント>

最終取引期間終了後、実排出量に応じた排出枠等を提出できない場合には、支払われた補助金を返還しなければならない。

参加企業は、他企業から購入した排出枠やCDM/JIクレジットを使用することができる。